### あっぷるホームケアサービス川崎 指定訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社セレモニアが開設するあっぷるホームケアサービス川崎指定訪問介護事業所(以下「あっぷるホームケアサービス川崎」という。)が行う指定訪問介護及び介護予防訪問介護、若しくは介護予防訪問サービスの事業(以下「事業」という。)は、要介護状態または要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ 自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわ たる援助を行なう。
  - 1 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を 図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
  - 1 名称 あっぷるホームケアサービス川崎
  - 2 所在地 川崎市川崎区元木 1-6-8 ホクドウビル 2 F

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
  - 1 管理者 1名 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なうものとする。
  - 2 サービス提供責任者 6名 介護福祉士 6名実務者研修 0名

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、技術指導、 訪問介護計画の作成を行なう。

サービス従事者に対し、十分な研修又はミーティングを実施し、職業意識を高めるものとする。 実施所在地は次のとおりとする。

神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-1-1

名称 株式会社セレモニア (6階 会議室)

3 訪問介護員等 介護福祉士 13名(内、登録型 7名、サービス提供責任者 6名) 介護福祉士実務者研修終了者及び同等の有資格者 0名

(内、登録型 0名、サービス提供責任者 0名)

介護職員初任者研修修了者及び同等の有資格者 27名

(内、登録型 27名)

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、原則として12月29日から1月3日まで 休業とするが、その間の営業は利用者間との相談によるものとする。
- 2 営業時間 平日は午前9時から午後6時まで、祭日は、午前9時から午後5時までとする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は、次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、 厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであ るときは、保険給付割合の額とする。

(厚生労働大臣が定める基準 (=介護報酬告示) は、事業所の見やすい場所に掲示する。)

- 1 身体介護
  - ・ 身体の清拭、洗髪
  - 入浴介助
  - 洗顔、身体整容
  - ・ おむつ交換
  - 体位変換
  - 衣類着脱介助
  - 食事介助
  - 排泄介助
  - ・ その他必要に応じた介護
- 2 生活援助

- 寝具交換等
- 掃除
- · 洗濯
- 衣類の整理、補修
- ・ 調理、後片付け
- 買い物
- ・ その他必要に応じた介護
- 3 身体生活
  - ・ 身体介護と生活援助を合わせた介護
- (1) 第8条の通常の実施地域を越えて行なう指定訪問介護の要した交通費は、その実費を徴収する。
- (2) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

#### (緊急時における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、 緊急対応時カードに基づき、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理 者に報告するものとする。

### (個人情報の管理の方法)

- 第8条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いの為のガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする
  - 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供 以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて 利用者又はその家族の同意を得るものとする。
  - 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

### (苦情処理)

- 第9条 サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を 講じる。
  - 2 提供したサービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善

を行う。

- 3 提供したサービス等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供したサービス等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及 び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。
- 5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規程により 行う調査又は斡旋に協力するよう努める。

### (事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法)

- 第10条事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組む。
  - 2 利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者 の家族、介護支援専門員(介護予防にあっては地域包括支援センター)等に連絡を行うと ともに、必要な措置を講じる。
  - 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った措置を記録する。
  - 4 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

### (虐待防止に関する事項)

- 第11条事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各次号に掲げる措置を講じる ものとする。
  - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための基本方針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
  - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
  - 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は、養護者(利用者の家族等高齢者を 現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、こ れを市町村に通報するものとする。

### (通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、川崎市全域を区域とする。

## (その他運営についての留意事項)

第13条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設ける こととし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後1ヶ月以内社内研修およびミーティング
- 2 継続研修 年に6時間以上の技術研修
- (1) 事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者 でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (3) この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社セレモニアとあっぷるホームケアサービスとの協議に基づいて定めるものとする。

# 付 則

```
この規程は、平成15年 7月 1日から施行する。
この規定は、平成18年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成21年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成21年 9月 1日から施行する。
この規程は、平成23年 3月10日から施行する。
この規程は、平成23年 8月10日から施行する。
この規程は、平成24年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成24年10月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 7月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 4月
               1日から施行する。
この規程は、平成29年11月
               1日から施行する。
この規程は、平成30年 9月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 6月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年10月
               1日から施行する。
この規程は、令和 4年 2月
               1日から施行する。
この規程は、令和 5年 4月
               1 日から施行する。
この規程は、令和 5年 6月
               1日から施行する。
この規程は、令和 5年11月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 1月 1日から施行する。
```